

島根県未来投資促進基本計画
(観 光)

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

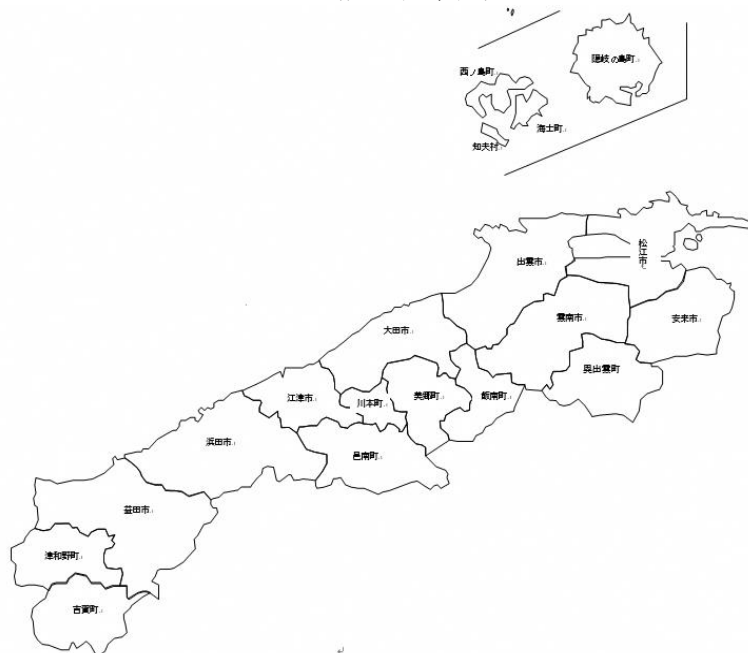
設定する区域は、平成29年8月1日現在における島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）の行政区域とする。概ねの面積は67万ヘクタール程度である。

本区域は、大山隠岐国立公園の一部区域、比婆道後帝釈峡及び西中国山地国定公園の一部区域、宍道湖北山県立自然公園、清水月山県立自然公園、鬼の舌震県立自然公園等の県立自然公園、島根県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地等の環境保全上重要な地域を含むものであるため、「8. 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域はない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

〔促進区域図〕



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

島根県（以下「県」という。）は、本州の西、日本海沿いに位置し、延長約230kmと東西に細長く、離島を有し、歴史的、風土的に異なった背景を持つ出雲、石見、隠岐の三地域から成る。

気候は、春・夏・秋ともに東京に比べ日照時間は長く、冬も沿岸部は対馬暖流の影響から日本海側としては比較的温暖で、北陸に比べ降雪日数も少なく、適度な降雨が本県に豊富な水資源をもたらしている。

また、日本海や宍道湖、中国山地が織りなすすばらしい景観や、古事記、日本書紀、万葉集などに描かれ、古（いにしえ）から今もこの地に残る自然・歴史・伝統文化などが県内各地域に存在しており、美しい自然と豊かな歴史の中で培われてきた、細やかで温かい人情にあふれる土地柄である。

さらに、地震等の自然災害、治安上の不安、交通渋滞による通勤困難も少なく、その上に恵まれた子育て・教育環境、低価格でゆとりある住宅取得が可能であるなど、豊かな自然の中で安心して仕事ができる生活環境が整っている。

県内に立地した企業からも、「豊かさ」と「ゆとり」を持った生活をするためには、全国でも有数の場所であると高い評価を得ている。

②インフラの整備状況等

○道 路

高速交通ネットワークとしては、日本海国土軸の一翼を担う山陰自動車道（全線開通により松江～益田間が2時間で結ばれる予定）のうち県東部出雲市から鳥取県琴浦町までの間が開通しており、全国の高速網と直結している。

しかしながら、山陰自動車道は出雲市から江津市間及び浜田市以西は一部を除き未整備であり、国道9号のみが県東部と西部を結ぶ唯一の基幹道路となっている。

このため、事故・災害時の代替道路、浜田港や石見空港を活用した産業の活性化や観光の促進、また移動時間短縮による地域医療環境の向上など、山陰自動車道開通に寄せる県民の期待は極めて大きく、早期整備が強く望まれている。

県西部では、浜田市と中国地方の中央を貫く中国縦貫自動車道を結ぶ浜田自動車道が開通しており、県西部と山陽側を結ぶ経済・観光・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

一方、県東部と広島経済圏をつなぐ路線として、松江市と尾道市を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線が、平成26年度に全線開通し、この結果、松江市・広島市間の移動時間が約2時間15分と大幅に短縮され、県東部と山陽側を結ぶ経済・観光・生活の基幹道路として重要な機能を果たしている。

今後、こうした高速道路をはじめとした道路ネットワークの整備により、地域内の時間的距離及び地域外とのアクセスはさらに改善することが見込まれ、物流の効

率化、産業及び観光の活性化、観光地の周遊性の向上が一層促進されるものと期待される。

○空 港

出雲空港、萩・石見空港、隠岐空港の県営 3 空港と東京、大阪、福岡、名古屋等の大都市圏とを短時間で結ぶ航空路線は、地域産業の振興や人・物の交流拡大に重要な役割を果たしてきている。島根県や空港周辺地域では、3 空港の航空路線の維持・充実や利便性の向上に向けた取組みを連携して推進している。

また、隣接する鳥取県の米子空港には、山陰唯一の国際定期路線として、ソウル便（週 3 便）、香港便（週 2 便）が運航しており、島根・鳥取両県への訪日外国人の増加による経済波及効果の拡大につながっている。山陰両県では、外国人観光客誘致などの取組みを連携して推進している。

○港 湾

国際貿易港である浜田港（重要港湾）からは、釜山（韓国）へ定期コンテナ航路が開設しており、釜山経由で世界各地とつながっている。また、ウラジオストク（ロシア）とも RORO 船による輸送サービスが行われている。現在、県、浜田市、地元企業で組織された浜田港振興会が中心となり関係機関と連携を取りながら国内外の企業に対して積極的なポートセールスを展開している。対岸諸国（韓国、中国、ロシア）に近く、高速道路によって山陽側と結ばれている浜田港は、物流拠点としての機能充実が図られてきている。また、クルーズ船の寄港による観光客誘致や地域振興を図るため、県や周辺自治体、経済団体等では連携してクルーズ船の誘致に取り組んでいる。

一方、県東部は、境港（島根県・鳥取県共同管理港）から釜山、上海の定期コンテナ航路と、東海（韓国）、ウラジオストクへの定期フェリー航路が運航され、環日本海交流の拠点として発展し続けている。近年、クルーズ船の寄港数が急増しており、外国人観光客の受入拠点として大きな役割を果たしている。

現在、境港では岸壁整備や外港竹内南地区貨客船ターミナル整備が進むとともに、国内 RORO 船の定期化に向けた取組みが行われるなど、貿易拠点・観光受入拠点としての機能充実に向けた取組みが推進されている。

○鉄 道

東西に細長い県を走る J R 山陰本線は、松江市と益田市間を約 2 時間で結んでおり、県西部において山陰自動車道の未供用区間が多い現時点では、東西を結ぶ唯一の公共交通機関である。平成 13 年に高速化が図られて以降、利便性は飛躍的に向上し、県東部と西部の人的・経済的結びつきが強くなっており、県内の一体感が高

まっている。

また、JR西日本では、平成29年6月から「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」を運行開始しており、県内での立ち寄り観光先や沿線地域だけでなく、全県に渡る観光振興、地域振興への効果が期待されている。

○離島航路

本土と隠岐諸島を結ぶ隠岐航路は、フェリー3隻、超高速船1隻の体制で運航されており、島民にとって欠かせない生活手段であると同時に、人・物の交流を通じた離島経済の活性化を図るために重要な交通手段である。

島根県、隠岐4町村では、船舶導入や運航に対する支援など、隠岐航路の維持・充実に向けて取り組んでいる。

○人材育成機関

県の豊かな自然、文化、歴史といった環境の中で培われてきた、誠実で粘り強い県民性や温もりのある人間関係、職住近接のゆとりある生活環境など、県が有する様々な「強み」が、創造力やホスピタリティあふれる人材を多数育んでいる。

人材の供給源となる高等教育機関としては、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校（以下「松江高専」という。）、公立大学法人島根県立大学が設置されている。

また、職業能力開発施設として、出雲市、益田市の2箇所に県立高等技術校が、松江市に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）の島根職業訓練支援センター（ポリテクセンター島根）、江津市に島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）がある。

島根県知事認定の職業能力開発校としては、安来市学習訓練センター（安来市）、島根中央地域職業訓練センター（大田市）、ビジネスサポートひかわものづくり実践塾（出雲市）などが設置され、地域の職業能力の開発拠点となっている。

県では、島根大学及び松江高専とそれぞれ「包括連携のための協定」を結び、幅広い分野で様々な事項について連携協力関係を深めてきている。

島根大学と松江高専には、それぞれ産学連携センターと地域共同テクノセンターが設置されており、産学官連携環境の充実に背景にして、共同研究が活発に実施され、新製品開発等の成果を上げている。

さらに、工業系高等学校が4校、商業・情報系高等学校が6校、国際文化観光科（1学年定員30名）を設置する高等学校が1校、情報・デザイン系の専修学校が3校と東部から西部にかけて配置されている。

これらの人材育成機関では、産業界や行政機関との産学官が連携した人材育成の取り組みが展開されるなど、地域の期待に応える教育や研修が行われており、企業の

発展を支える優秀な人材が多数輩出されている。

また観光分野については、近年、宿泊施設などで人材不足が顕著なことから、県では平成29年度から、観光業界の人材確保を目的に、「島根の観光産業を担う人材育成事業」を実施している。

○産業支援機関

県内唯一の工業系試験研究機関として島根県産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）を松江市に、産業技術センターの支所として「浜田技術センター」を浜田市に設置している。産業技術センターでは、産業技術に関する研究開発、試験分析、技術支援・相談等を行い、県内企業への産業技術の向上及びその成果の普及を推進しており、観光分野でも土産物の新商品開発や原材料加工に関する相談に対応している。

また、県内企業の競争力強化を目指して、企業を経営・技術・販売面から総合的にサポートを行う中核的な産業支援機関である産業振興財団が松江市に、浜田市には、産業振興財団の支所、県商工会連合会、公益財団法人ふるさと島根定住財団と一緒に入居する「石見産業支援センター（いわみぷらっと）」が設置されている。

「産業技術センター」及び「産業振興財団」が所在するソフトビジネスパーク島根の中核施設「テクノアークしまね」は、経営支援、販路開拓支援、研究開発支援、創業者支援、知的財産の保護や活用支援など、多様な企業ニーズに総合的に対応する機能を有している。

また、市町では、既存企業の育成や仕事の取引斡旋、企業誘致による産業振興等を目的に「産業支援センター」等の支援機関が設立され、現在、県内に10団体あり、これらの支援機関は市町や県、商工団体が運営に協力し、それぞれのマンパワーや施策を連携して活用しながら、地域産業の振興を図っている。

県全体では中小企業・小規模企業支援の取り組みを推進するため、「島根県中小企業・小規模企業支援計画」に基づき県・市町村・産業振興財団・商工団体・金融機関等が連携して、中小企業・小規模企業の経営力・技術力・競争力の強化を図るための支援に取り組んでいる

さらに各地域においては、市町村、商工会、商工会議所等の商工団体や関係する機関が地域の実情に応じた地域主体の連携推進体制を構築して課題解決に取り組んでいる。

○広域的な連携

島根県、鳥取県、観光関係団体が連携し、平成28年4月に、広域連携DMOとして「山陰インバウンド機構」を設立し、国土交通省の広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～」に認定を受け、海外プロモーションや旅行商品づくりなど外国人観光

客の誘致を推進している。

平成29年7月には、中海・宍道湖・大山圏域の5市長会と商工会議所などにより「中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構」が設立され、圏域の魅力アップ事業や誘客対策に取り組んでいる。

また県と、県西部の9市町などで組織する「石見観光振興協議会」では、石見神楽、温泉、食、石見銀山など地域ならではの観光資源を活用し、山陽地域をはじめ大都市圏に向けた観光情報発信や誘客対策に取り組んでいる。

県と、雲南地域3市町などで組織する「うなん観光ネットワーク」では、高速道路のサービスエリアやイベントを活用した観光情報の発信などに取り組んでいる。

このように、市町や県境を越えた広域的な連携や交通インフラを活用した交流の拡大などにより、地域の特色を活かした観光の活性化が期待できる。

③人口分布の状況

島根県の人口は、昭和30（1955）年の92万9千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、平成27（2015）年10月1日現在の国勢調査人口（速報値）は69万4千人となっている。

社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いている。近年の人口移動をみると、若い年齢層ほど転入・転出が多い傾向にあり、特に進学・就職による転出超過が多いことが、近年の社会減の主な要因となっている。

自然動態についてみると、平成4（1992）年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いているが、長年にわたる少子高齢化の進行により、子どもを産み育てる世代が少なくなっているため、この自然減も当面の間は続くものと見込まれる。

また、地域ごとの人口についてみると、出雲地域（松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町）に47万5千人（約68%）、石見地域（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）に19万9千人（約29%）、隠岐地域（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）に2万人（3%）が分布している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

観光は、第1次産業から第3次産業までが関わる裾野の広い産業であり、観光客の増加による観光消費の拡大は、地域全体への収益増加、雇用創出などの経済効果をもたらす。

島根県では、観光による地域産業の活性化、雇用の維持・拡大に向けて、古から伝わる歴史遺産、伝統文化、豊かな自然、山海の食など豊富な観光資源を活用した魅力ある観光地づくり、誘客対策、観光情報の発信、隣県など広域連携による観光に取り組んでおり、観光立県の実現を目指して、観光の振興を県の重要施策の柱のひとつに位置付け、取組み

を推進している。

島根県へ来訪する観光客がもたらす観光消費額は、島根県観光動態調査によれば、平成 23 年の約 1,191 億円に対し、平成 28 年は約 1,371 億円と 15.1%増加しており、また、付加価値額（推計）は、平成 23 年の 581 億円に対し、平成 28 年は 680 億円と 17.0%増加しており、県内産業の中で観光産業は伸びている産業分野である。

また、平成 28 年の観光消費がもたらす県内産業への付加価値額の波及効果は、1.5 倍の 1,011 億円と推計され、これは県内総生産額 2.3 兆円の 4.4%に当たり、また、雇用創出効果は、19,109 人と推計される。

観光産業の主たる業種である宿泊業については、平成 24 年経済センサスによると、産業大分類「宿泊業・飲食サービス業」は、県内全事業所数の 10.8%（全国 13.2%）、全従業員数の 8.7%（全国 9.7%）を占めており、このうち、宿泊業は、事業所数 515 カ所、従業員数 5,966 人である。

また、県内の「宿泊業・飲食サービス業」の 1 事業所あたりの売上額は、2,933 万円/年(全国 3,654 万円/年)であり、1 事業所あたりの付加価値額は 1,050 万円/年(全国 1,115 万円/年)と、いずれも全国より低い状況にあり、今後とも成長を促進する必要がある。

観光は、引き続き成長が見込める産業である。宿泊施設、観光施設をはじめとした幅広い観光産業で、観光客のニーズに対応した新しいサービスの創出や、施設・設備の新設やリニューアルを促進することにより、当該事業所の売上額と従業員給与など付加価値額の増加だけでなく、地域全体への観光客の増加などによる幅広い産業への経済波及効果により継続的な地域内経済の好循環を目指す。

（２）経済的効果の目標

- ・ 1 件当たりの平均 3,029 万円（※１）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に 11 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.5 倍（※２）の波及効果を与え、促進区域で 5 億円の付加価値を創出することを目指す。

※１：経済センサスでは、県内観光産業の分類がないこと、観光は関連する分野が多岐にわたることから、島根県の 1 事業所当たり平均付加価値額を用いる（経済センサスー活動調査（平成 24 年））

※２：平成 28 年島根県観光動態調査結果より

計算：3,029 万円×11 件（目標）×1.5（波及効果）＝ 5 億円

- ・ 5 億円は、県内の宿泊業、飲食サービス業の付加価値額 327 億円の 1.5%に相当する。
- ・ また、K P I として、島根県観光動態調査による観光消費額と宿泊客延べ数/年を設定する。

【経済的効果の目標】

	現 状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	500 百万円	

【任意記載のK P I】

	現 状	計画終了後	伸び率
観 光 消 費 額	1,371 億円	1,479 億円	7.9%
宿泊客延べ数/年	3,687 千人	3,786 千人	2.7%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事業」において記載する地域の特性の活用に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,029 万円（島根県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上高が開始年度比で 3%増加すること。

目標の設定根拠 経営革新計画の承認基準：経常利益の伸び率 3%以上に準じる

②促進区域に所在する事業者の付加価値額が開始年度比 9%増加すること。

目標の設定根拠 経営革新計画の承認基準：付加価値額の伸び率 9%以上に準じる

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

(地図)

(2) 区域設定の理由

設定しない

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①島根の古き良き歴史・文化、豊かな自然などの観光資源を活用した観光
- ②世界ジオパークなど魅力ある隠岐諸島の観光資源を活用した観光
- ③「縁の道～山陰～」の形成に向けた日本の原風景や自然体験などの観光資源を活用したインバウンド

(2) 選定の理由

- ① 島根の古き良き歴史・文化、豊かな自然などの観光資源を活用した観光

島根県には、古事記、日本書紀、万葉集などに描かれ、古（いにしえ）から今もこの地に残る歴史・伝統文化、豊かな自然などが県内各地域に存在している。

長い歴史の中で、相互に関連しながら受け継がれて来たこれらの観光資源を活用することで、観光消費額を増加させ、売上額と付加価値額を伸ばし、従業員給与の増加と更なる設備投資の促進などによる地域内経済の好循環をめざす。

<自 然>

島根県には、豊かな自然が県内各地域に残っており、それを活用したアクティビティも多くある。

平成 28 年島根県観光動態調査によると、県内の観光地で「自然」に分類される山岳や海岸などは 37 地点、スポーツ・リクレーション施設に分類されるキャンプ場や海水浴場は 114 地点で、合わせて全調査 415 地点の 36.4%を占め、県内の広くに観光地として存在している。観光客の行動目的でも、「自然」が 8.5%、「スポーツ・リクレーション」が 9.2%を占め、その観光入込客延べ数も合わせて 5,842 千人と、全観光入込客延べ数 33,082 千人の 17.7%を占める根強い観光資源といえる。

また、平成 27 年度訪日外国人消費動向調査によると、訪日前に期待していることとして、自然・景勝地観光 44.0%、スキー・スノーボード 4.2%、自然体験ツアー 5.5%などが挙げられており、合わせて 53.7%と、インバウンド対策としても重要な観光資源である。

代表的な資源としては、出雲地域には、宍道湖や夕景をはじめ、ウミネコの繁殖地として天然記念物にも指定されている経島など、本県屈指の景勝地がある。また、島根半島は、複雑に入り組んだリアス式の海岸部からなっており、加賀潜戸や多古七つ穴などの海食洞門や洞窟が連続し、崖上のクロマツ林とともに美しい海岸風景が展開している。

石見地域には、中国地方では景観の美しさや利用性から鳥取県の大山と並び称されるトロイデ型の火山の、三瓶山がある。三瓶山は、周辺に広大な草原が展開し、浮布池や姫逃池とともに特色のある山岳・高原風景をつくっている。

広島・山口両県境部に続く中国山地の脊稜一帯と、その断層線に沿って形成された深い峡谷には西日本屈指のスキー場が並んでおり、冬季は多くのスキーヤーが訪れる。夏季には、匹見峡、裏匹見峡、奥匹見峡の3つの変化に富んだ溪谷や水質日本一に何度も指定された清流高津川などでのキャンプなどの利用も盛んで、四季折々の中で自然体験ができる。

隠岐地域には、自然が造り出した奇岩や絶景が点在しており、国賀摩天崖や知夫赤壁に代表される勇壮な断崖や、オキシクナゲなどの隠岐に固有の植生もある。

また、大山隠岐国立公園が平成28年7月に環境省の「国立公園満喫プロジェクト」に選定された。地元関係者や関係行政機関からなる大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会において、平成32年度までの取組の基本計画である「ステップアッププログラム2020」を策定し、隠岐、島根半島東部・西部、三瓶山地域を中心に、観光客の受入環境の整備や誘致活動に向けた取組みを県、市町村、関係団体が一体となって推進している。

「国引き神話」の舞台として伝えられている島根半島や宍道湖・中海周辺地域では、持続可能な地域づくりに向けて、変化に富む地質学的に貴重な場所を基盤として、そこに息づいてきた人々の歴史・文化を有機的に結びつけジオパーク化する「国引きジオパーク構想」が、松江市、出雲市、島根大学、経済団体などにより組織された国引きジオパーク推進協議会により推進されている。平成29年4月には、日本ジオパークへの加盟申請を行った。

<歴史>

平成28年島根県観光動態調査によると、県内の観光地で「歴史・文化」に分類されるのは125地点で、全調査415地点の30.1%を占め、県内の広くに観光地として存在している。観光客の行動目的でも、「歴史・文化」が最も多く47.4%を占め、その観光入込客延べ数も対前年2.2%増の15,676千人と、全観光入込客延べ数33,082千人の47.3%を占めている。

その中でも「神社・仏閣」を目的とした観光入込客延べ数は対前年1.3%増の9,874千人で全体の29.8%を占めている。このことから、「伝統」、「神話」、「ご縁」、「パワースポット」などに興味を持つ観光客が多いと考えられる。

また、「史跡」、「城」、「歴史的まち並み」、「歴史的建造物」などを目的とした観光入込客数は1,605千人で全体の4.8%を占めている。このことから、「歴史」に興味を持つ観光客も一定数いると考えられる。

具体的な観光資源への観光入込客延べ数としては、国宝 出雲大社（出雲市）が6,058千人、国宝 松江城（松江市）が521千人、世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観（大田市）が313千人となっている。

優れた歴史文化を巡るストーリーである「日本遺産」として、「津和野今昔～百景図を歩く～」(津和野町)、「出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」(安来市、

雲南市、奥出雲町)、「日が沈む聖地出雲～神が創り出した地の夕日を巡る～」(出雲市)が認定されている。

その他、石見銀山を中心に県西部に点在する鉱山跡や精錬所跡などの産業遺産、中国山地のたたら製鉄を中心に県東部に点在する博物館、それらを結ぶ「銀鐵ロード」などがある。

<伝統文化>

島根県は、「石見神楽」や「安来節」をはじめ、「津和野弥栄神社の鷺舞」、「ホーランエンヤ權伝馬踊り」、「隠岐国分寺蓮華会舞」など、貴重な地域伝統芸能の宝庫であり、島根の文化を支える基盤であるとともに他に誇りうる貴重な地域資源が豊富である。

平成 28 年島根県観光動態調査によると、県内の観光地で「行事・祭事」、「郷土芸能」への分類は 25 地点あり、その観光入込客延べ数は合わせて 1,125 千人となっている。

これらに例示されるような、県内各地に残る伝統文化を後生に受け継ぐとともに、貴重な観光資源として暮らしの中に生かしながら、活用していくことが大切である。

特に石見地域においては、石見神楽のブランド化に向けたプロモーション戦略(平成 28 年度策定)に基づき、プロモーションやキャンペーンを展開し、誘客を図っている。

県では平成 20 年に「しまね観光立県条例」を制定し、観光を本県の主要な産業と位置づけるとともに、県民との協働による観光の振興を進めている。平成 24 年の「古事記編纂 1300 年」や平成 25 年の「出雲大社平成の大遷宮本殿遷座祭」などにより、島根県の観光地としての認知度は大きく高まり、観光客数は堅調に推移しているところである。

県内各地には、歴史・文化、自然に関わる観光資源が多く存在し、また、出雲・石見・隠岐の県内 3 地域ごとにそれぞれ特徴的な観光資源や魅力が豊富にある。こうした観光資源や地域の魅力を活用して、県では「ご縁の国しまね」をテーマとした観光プロモーションや地域の魅力づくり、2 次交通の整備など観光客の受入環境の整備などを推進している。

こうした観光振興の取組みにより、観光消費額を増加させ、幅広い観光産業の雇用の維持・拡大を促進し、県内経済の好循環を目指す。

そのため、観光客の受入環境の充実に向けて、新たな観光サービスの創出、観光施設や宿泊施設の新設や増設、改修を県内全域で促進する必要がある。

②世界ジオパークなど魅力ある隠岐諸島の観光資源を活用した観光

隠岐諸島は、島根半島の北東約 40～80km の日本海上に位置し、4 つの有人島と 180 余りの小島からなる群島であり、島は大別して、島前と島後からなり、島前は中ノ島(海士町)、西ノ島(西ノ島町)、知夫里島(知夫村)の 3 島 3 町村、島後は隠岐の島町の 1 島 1 町で構成されており、人口(平成 27 年国勢調査)は 20,603 人である。

隠岐諸島は、雄大な自然、歴史・文化など、特色ある優れた観光資源を豊富に有しており、1970 年代の離島ブームの頃より多くの観光客を受け入れてきており、観光は隠岐諸島の主要産業となっている。

島根県観光動態調査では、平成 28 年の隠岐 4 町村の宿泊施設の宿泊客延べ数は、109,675 人で、全県の宿泊客延べ数に占める割合は 3.0%となっており、また、隠岐諸島の宿泊施設数は 60 施設、宿泊定員は 2,237 人である。

隠岐諸島の特色ある観光資源としては、国賀海岸、赤壁、ロウソク島など離島ならではのダイナミックで国内有数の景勝地を有しており、また、伝統ある牛突き、隠岐国分寺蓮華会舞などの伝統芸能、隠岐民謡、後鳥羽上皇・後醍醐天皇に関する史跡など歴史・文化遺産が豊富である。

平成 25 年 9 月には、隠岐諸島の独特の地形・地質・生態系や、離島ならではの独自の文化が生まれ、人々が大切に受け継いでいることなど、世界的な価値と魅力が評価され、世界ジオパークに認定されている。

平成 28 年 7 月には、大山隠岐国立公園が、国立公園満喫プロジェクトに選定され、隠岐諸島では、隠岐ユネスコ世界ジオパークの取組みと連携し、外国人観光客の増加に向けて、関係者が連携して受入環境の整備などに取り組んでいく計画である。

隠岐諸島の主要な産業である観光産業の振興に向けては、隠岐 4 町村、民間事業者、島根県など観光関係者が連携する体制が構築されており、世界ジオパークや国立公園など隠岐諸島ならではの観光資源を活用した滞在型観光の推進に取り組んでいる。

また、観光産業などの人材として期待される、隠岐 4 町村の U・I ターンの状況を見ると、平成 27 年度で 178 名、平成 28 年度で 145 名の実績となっており、このうち I ターン者が 3 割以上を占める状況となっている。また、地域おこし協力隊は 4 町村で 49 名（平成 28 年 12 月現在）が活動するなど新しい人材の流れがおきている。

こうした地域の強みや特性を生かした事業の展開により、企業の付加価値生産性を高め、設備投資を促進し、地域経済の好循環を創出・拡大していくことが必要である。

そのため、観光客の受入環境の充実に向けて、新たな観光サービスの創出、観光施設や宿泊施設などの新設・増設・改修などを促進する必要がある。

③「縁の道～山陰～」の形成に向けた日本の原風景や自然体験などの観光資源を活用したインバウンド

島根県観光動態調査によると、外国人観光客の宿泊客延べ数は、平成 25 年が 24,178 人、平成 26 年が 29,617 人（対前年比+22.5%）、平成 27 年が 51,899 人（対前年比+75.2%）、平成 28 年が 61,538 人（対前年比+18.6%）と着実に増加している。

その内訳は、台湾 24%、香港 15%、中国 12%、韓国 12%、欧米諸国 16%となっている。

また、旅行の形態としては、団体型旅行から自由度の高い個人型旅行へ移行している。近年の外国人観光客の増加要因としては、近隣県の空港への国際定期便の就航、クルー

ズ客船の寄港数増加、地方に残る日本らしい観光資源への外国人観光客の関心の高まりなどが考えられる。

平成 27 年度訪日外国人消費動向調査では、次回したいことのポイントとして、「日本の歴史・伝統文化体験」、「自然体験ツアー・農漁村体験」、「四季の体感」など、地方に優位性がある項目が挙げられている。

このような状況の中、地域への外国人観光客誘客による経済効果のさらなる取込みを図るため、島根県・鳥取県・観光関係団体が連携して、平成 28 年 4 月に、山陰インバウンド機構を設立し、国土交通省の広域観光周遊ルートに認定された「縁の道～山陰～」の形成に向けて、東アジアや欧米を重点市場として、山陰の情報発信や誘客対策などの取組みを推進している。

平成 29 年 4 月には、「縁の道～山陰～」を旅行商品として具体化するため、2 つのモデルコースを設けており、歴史や文化に関心が高い欧米諸国に向けては、世界遺産や日本遺産、国宝、伝統工芸品を体験するモデルコース、自然やアクティビティに関心が高い香港などには、ユネスコ世界ジオパークや国立公園、サイクリングなどを体験するモデルコースを、インターネットや海外の旅行商談会での情報発信や旅行商品造成に取り組んでいる。

また、平成 28 年 7 月に、大山隠岐国立公園が「国立公園満喫プロジェクト」に選定され、大山蒜山三徳山、隠岐、島根半島東部・西部、三瓶山地域を中心に、外国人観光客の受入環境の整備や誘致活動に向けた取組みを県、市町村、関係団体が一体となって推進している。

今後、外国人観光客を着実に増加させ、県内の経済に好循環を創出させるためには、新たな観光サービスの創出、宿泊施設や様々な体験を提供する観光施設などの新設・増設・改修などを県内全域で促進する必要がある。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域特性を生かして、観光分野の成長発展の基盤強化を図り、新たな観光ビジネスを創出していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、挑戦意欲を喚起する事業環境を整備する必要がある。

そのためには、観光客のニーズに対応するための設備投資や新たな観光商品などの開発につながる人材投資など、経営力・技術力の強化を支援することが重要であり、人材、設備投資、財政・金融、情報、規制の特例措置等の面で、国の制度と一体となった支援施策を講ずることで、事業者のコスト負担やリスクの低減を図る。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税及び固定資産税の減税措置に関する条例を制定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①行政機関等が保有する公共データの公開

県が保有する公共データであって、オープンデータとして公開が可能なものや、他県で同様に公開されているもの、民間等のニーズがあるものから、オープンデータとして公開を推進するとともに、市町村とも連携して、オープンデータの公開やデータの充実を図っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①島根県庁商工労働部内に、事業者の事業環境整備の提案を受け付けるための相談窓口を設置する。提案を受けた場合は、政策企画局と連携し、部局を横断して解決手段を検討し、適切な対応を図る。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市町村と県の緊密な連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応していく。

②関連する計画との連携

県域を越えた広域的な観光客の誘客を推進するためには、高速道路インターチェンジ等の交通拠点から観光拠点施設を連絡するインフラを整備し、観光地の周遊性の向上をより一層促進する必要がある。このため、広域的地域活性化法に基づく広域的地域活性化基盤整備計画とも連携していく。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成29年度	平成31年度～	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	(県) 9月 議会に条例案提出・審議 10月 条例施行、受付開始 (市町村) 9月以降に条例を順次制定し、受付開始	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
運用			
①オープンデータ公開・活用の推進	4月 オープンデータカタログサイトの運用 9月 都道府県官民データ活用推進計画策定	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①島根県庁商工労働部内の相談窓口設置	10月 相談窓口の設置、受付開始	運用	運用
【その他】			
①市町村と県の緊密な連携	8月 地域経済牽引事業促進協議会の開催	同協議会の開催	同協議会の開催

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、島根県が設置する産業技術センター、公益財団法人しまね産業振興財団、公益社団法人島根県観光連盟、山陰インバウンド機構、地域の高等教育機関である島根大学、島根県立大学、松江高専、また、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の商工団体、地域の金融機関など、県内に存在する支援機関が緊密な連携により支援を行う必要がある。

そのため、島根県に配置した大学高専担当職員、しまね産業振興財団に設置したよろず支援拠点のコーディネーター及び技術コーディネーターが中心となって、企業等の事業内容や発展段階に応じた適切な支援を提供できるように関係機関の連絡調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人しまね産業振興財団

中小企業を総合的に支援する「中小企業支援センター」として、総合相談・設備貸与・創業人材支援・技術支援・取引支援・国際化支援・IT産業支援等のサービスを提供している。

a. 島根県よろず支援拠点

コーディネーターと専門サブコーディネーターを配置し、中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる相談に対応し、商工団体・金融機関等と連携して様々な経営課題の解決を支援している。

b. しまね知的財産総合支援センター

中小企業や中堅企業等が経営の中で抱える知的財産に関する相談を、窓口支援担当者がワンストップで受け付け課題の解決を図っている。

c. プロフェッショナル人材戦略拠点

企業の成長戦略実現や円滑な事業承継のため、金融機関や支援機関と連携をしながら県内企業の人材ニーズを掘り起し、人材紹介事業者や無料職業紹介事業所を通じて企業におけるプロフェッショナル人材の確保を支援する。

②公益社団法人島根県観光連盟

島根県における観光事業の振興を図り、観光を通じて地域の活性化を図ることを目的とした組織であり、観光客の誘致促進、観光物産・観光文化の振興、イベントの実施、観光地の整備、観光に関する情報の収集・提供を実施し、県内観光産業を支援している。

a. 県外誘客プロモーション事業

営業・宣伝活動、旅行会社商品造成支援、観光情報説明会 等

b. 市場開拓支援事業

MICE誘致、教育旅行誘致 等

c. 受地整備促進事業

ガイドツーリズム促進、着地型旅行商品支援、観光事業者支援 等

② 山陰インバウンド機構

外国人観光客の誘客拡大を目的に、平成28年4月に、島根県、鳥取県、観光関係団体により、広域連携DMOとして設立した組織であり、広域観光周遊ルート「緑の道～山陰～」の形成を図るため、海外プロモーション、旅行商品造成、受入環境整備などの取組みや、インバウンドによる観光ビジネスの創出を図っている。

- a. マーケティング事業
情報発信、マーケティング分析、実証調査 等
- b. 受入環境整備、交通アクセス円滑化事業
中核人材育成、通訳案内士育成、旅行商品造成支援 等
- c. 滞在コンテンツの充実事業
外国人旅行者向け体験メニュー 等
- d. 情報発信・プロモーション事業
webサイト発信、市場別情報発信事業 等
- e. ビジネス創出・事業支援事業
プラットフォームビジネス支援 等

④島根大学

島根大学は、産学連携センターを中心に、大学の知的創造物を地域の産業界において活用するための支援や地域の課題解決に向けた支援をしている。

また、新たな取組みとして、平成29年度に地元企業との間で共同研究講座を設置し、産業の振興、研究の活性化、人材育成などの面でより広く深く連携していくこととしている。

a. 産学連携センター

産学連携センターでは、地域の民間企業等が抱える様々な技術的問題の解決に大学の教員がアドバイスや情報提供を行う科学技術相談のほか、共同研究や受託研究の促進、外部の機関から派遣される技術者・研究者に対して大学院と同じ程度の研究指導を行う受託研究員制度の運用、共同研究講座や共同研究部門の設置などにより、地域企業の支援をしている。

⑤島根県立大学

島根県立大学は、地域連携推進センターを中心に、保有する知的資源を活かし、个性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加し、地域活性化に貢献している。

a. 地域連携推進センター

地域連携センターでは、地域からの要望及び相談への対応、公開講座などの生涯学習の企画、受託研究の促進などの取組により、地域の企業等に対する支援をしている。

⑥松江高専

松江高専は、地域共同テクノセンターを中心に、新技術・高度技術の研究機能の充実に図るとともに、地域の産業界との連携を深め、地域社会の発展に寄与している。

a. 地域共同テクノセンター

地域共同テクノセンターでは、地域の民間企業等が抱える様々な技術的問題の解決に松江高専の教員がアドバイスや情報提供を行う技術相談のほか、共同研究や受託研究の促進などの取組により、地域の企業等に対する支援をしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

島根県のかげがえのない豊かな環境を将来にわたって県民が享受し、持続的に発展する社会を目指すためには、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図ることが必要である。

環境保全により経済が停滞することなく、環境保全と経済発展をうまく循環させるため、県民、事業者、NPO、行政等が一体感のある取組を推進していく。

- ・本計画の推進にあたっては、企業の環境関連の法令遵守はもとより、資源・エネルギーの効率化、リサイクルの促進など環境の保全に十分配慮しながら、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の実現を目指して取り組む。
- ・事業活動に伴う廃棄物の増加、大気・水質等の排出や騒音・振動の発生など周辺住民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるものについては、事業者と行政が一体となって住民に不安が生じないよう事前に十分な説明を行い、理解を求めていく。
- ・地域経済牽引事業の実施にあたっては、自然公園法、島根県立自然公園条例、島根県自然環境保全条例、島根県希少野生動植物の保護に関する条例及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に定められた規制を順守遵守し、自然環境部局等と十分に調整を図りながら、自然の風景地の保護、生物多様性の確保及び希少野生動植物の保護等に配慮するものとする。
- ・「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に記載のある国立公園又は国定公園を含む区域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、地方環境事務所又は県の自然環境部局へ事前に相談するものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

県では、平成18年度に制定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」、同年度に策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯に関する指針」及び平成28年度に策定した「第4期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」により、県民、事業者、市町村、県等が一緒になって犯罪のないまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととしている。

特に、地域における経済活動を牽引する事業の促進によって人口や物流の集中化が図られることで、犯罪及び事故を増加させ、地域住民の安全安心を損なうことのないよう配慮するため、事業者、市町村、県は、次の事項を警察や道路管理者等との連携を図りながら推進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明装置などの防犯設備の整備について配慮する。
- ・事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底するなど防犯に配慮した施設の整備及び管理を行う。
- ・交通事故や犯罪を防止するため、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離したりするなど交通安全施設等の整備について配慮する。

- ・従業員に対する法令教育、交通安全思想の普及、防犯指導等を徹底し、従業員の法令順守遵守意識の浸透を図る。
- ・事業者は、地域安全活動を推進するため、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動へ積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。
- ・事業者は、事件事故発生時において、地域住民や関係機関への連絡等迅速な対応を図るため、警察署への連絡体制の整備と捜査への協力を行い、犯罪や事故の防止、ならびに地域の安全と平穏を確保するための取り組みを推進する。
- ・事業者又は関係自治体が、当該計画に基づいた地域における経済活動を牽引する事業を実施するに当たって、安全で平穏な住民生活の保全に影響を及ぼすと考えられる事項があれば、あらかじめ関係する地域住民の意見を十分に聴取する。

(3) その他

①PDCA体制の整備

地域経済牽引事業促進協議会を年1回以上開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令

和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。